

別紙13（漁場保全の森づくり事業に係る運用）

第1 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙9の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙9第2から第7まで並びに別記様式第1号及び第2号は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第2の2 (1)	別紙6	要綱別紙9の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙6
第2の2 (2)	別紙7	要綱別紙10の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙7
第3の3	水産庁長官	内閣府沖縄総合事務局長
別記様式第1号の〔記載要領〕2.1)	本土、北海道、離島、奄美又は沖縄のいずれかを記載	沖縄と記載
別記様式第2号	水産庁長官	内閣府沖縄総合事務局長
	農山漁村地域整備交付金実施要領別紙9	沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）別紙13の第1において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙9

第2 経過措置

- 1 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産基盤強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）の一部改正について（平成24年4月6日付け23農振第2593号農林水産事務次官依命通知）による改正前の地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）

(平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知)別紙30(漁場保全の森づくり事業に係る運用)に基づき実施してきた地区であって、平成24年度も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものと見なす。

2 1により移行された地区については、別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

3 地域自主戦略交付金交付要領(農林水産省)別紙30の第2の2の規定に基づいて、平成24年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要領に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。